

罷業の直接原因は職工の解雇である。罷業社として解雇を承  
 けざるに至りたるものは可成り複雑なる原因を事情の伏  
 在せると思はしむるものあり是れより先に如所部鑄物工  
 場の争議は北九州機材鑄工組合の指揮のもとに職工側  
 の主張とありたるに大卒の味を離れたる同組合は望外の  
 念に馳らし同一中隊を組織し討てたるより罷業社側は是  
 を感知し七坂のは職工側の運動は相方の所まに届かざり  
 後より娘想させる會社側は處々に組合に属する中心人物  
 を解雇して争議を未然に防止せんことなるなり  
 十八日夜罷業職工は代表として男工九名女工三名を推定  
 して交渉を用始せんとせし。會社側は是の人名を代表と  
 認めざる。是れ十八日夜の交渉は其の儘に終りたり。

工場内の労働者に在る職工も罷りて運動工と相呼應して  
 罷業をなせし。社會社側の雇員はむしき方の罷業となす業と  
 相呼應する状態ありし十八の夜より三日間を経過せり  
 同日二十日の會社側は職工側の左の提案に對して次の如  
 く解答せり

職工側の要求事項

- (一) 解雇者を無條件復職せしむること、
- (二) 10日給を復元し上するること、
- (三) 半期賞金を支給するること、
- (四) 解雇者に對しては六月以上<sup>の勤続</sup>廿年未満の者は日給三  
 十の百分給するること、一ヶ年未満の勤続者は日給三  
 六の百分給するること、廿年未満の勤続者は日給三